



発行 新潟県

号外 2
平成25年12月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 70 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革推進室)
- 71 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 72 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例施行規則 (高齢福祉保健課)
- 73 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則 (産業振興課)

病院局管理規程

- 7 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 8 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)

企業局管理規程

- 5 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1726 一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1727 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 7 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)



新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第70号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の項の表示に下線が引かれた表の項(以下「移動表項」という。)を当該移動表項に対応する次の表の改正後の欄中表の項の表示に下線が引かれた表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(表の項の表示を除く。)を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(表の項の表示を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲)		(市町村が処理する事務の範囲)	
第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
(略)		(略)	
2 条例別表 第3号の表 23の項第20号に規定する浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	(略)	2 条例別表 第3号の表 24の項第20号に規定する浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	(略)
3 条例別表 第5号の表 4の2の項 第5号に規定する興行場法(昭和23年法律第137号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	新潟県興行場法施行細則(昭和59年新潟県規則第89号)第5条の規定による変更等の届出の受理		
4 条例別表	新潟県森林組合法施行細則		

第7号の表 13の項第20 号に規定す る森林組合 法（昭和53 年法律第 36号）の施 行に係る事 務のうち規 則に基づく 事務であっ て別に規則 で定めるも の	（昭和53年新潟県規則第73号。 以下この項において「規則」と いう。）に基づく事務のうち、次 に掲げるもの （1）規則第14条の規定による 登記完了の届出の受理（生 産森林組合に係るものに限 る。次号において同じ。） （2）規則第15条の規定による 総会等の終了の届出の受理		
<u>5</u> (略)	(略)	<u>3</u> (略)	(略)
<u>6</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)	<u>5</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)	<u>6</u> (略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)	<u>7</u> (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)	<u>8</u> (略)	(略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の表2の項の改正は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第71号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第3条関係） 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第5（第6条関係） (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p>	<p>別表第1（第3条関係） 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第5（第6条関係） (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第72号

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の員数)

第3条 指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない条例第5条の介護支援専門員の員数は、1以上とする。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、条例第7条第3項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第7条第3項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第73号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具	貸付料の額 （1時間につき）	機 械 器 具	貸付料の額 （1時間につき）
（略）		（略）	
3 測定試験機器 （1）～（146）（略） <u>（147） 薄膜硬度計</u>	（略） //	3 測定試験機器 （1）～（146）（略）	（略）
（略）		（略）	
備考（略）		備考（略）	

附 則

この規則は、平成26年1月4日から施行する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

新潟県病院局事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） 技能労務職給料表 （略） 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に <u>100分の98.97</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。	別表第1（第3条関係） 技能労務職給料表 （略） 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に <u>100分の98.91</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（施行細則）

2 この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>ア 行政職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 医療職給料表(二) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>エ 医療職給料表(三) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>オ 福祉職給料表 （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>カ 技能労務職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>ア 行政職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 医療職給料表(二) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>エ 医療職給料表(三) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>オ 福祉職給料表 （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>カ 技能労務職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同</p>

表に定める調整基本額に <u>100分の98.97</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。	表に定める調整基本額に <u>100分の98.91</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。
--	--

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>技能労務職給料表</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>技能労務職給料表</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（施行細則）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

人事委員会規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1726号

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則（規則第6-1671号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
ア 公安職給料表			ア 公安職給料表		
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合
3 級	(略)	100分の99.04	3 級	(略)	100分の99.04
	15			16	
	(略)			17	
	26			18	
	(略)			19	
	48			20	
(略)	22				
(略)	23				
(略)	26				
(略)	27				
(略)	28				
(略)	29				
(略)	30				
(略)	48				
(略)	49				
イ 教育職給料表（二）			イ 教育職給料表（二）		
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合
1 級	84	100分の99.75	1 級	84	100分の99.73
	85	100分の99.46		85	100分の99.43
	86	100分の99.21		86	100分の99.17
2 級	48	100分の99.45	2 級	48	100分の99.42
ウ 教育職給料表（三）			ウ 教育職給料表（三）		
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の99.35	2 級	61	100分の99.32

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1727号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(規則第6-48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2 調整基本額表(第2条関係)</p> <p>ア 行政職給料表 (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>イ 公安職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>ウ 教育職給料表(二) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>エ 教育職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 医療職給料表(二) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じた</p>	<p>別表第2 調整基本額表(第2条関係)</p> <p>ア 行政職給料表 (略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>イ 公安職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>ウ 教育職給料表(二) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>エ 教育職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 医療職給料表(二) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じた</p>

<p>ときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>キ 医療職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>ク 研究職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>ケ 福祉職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>	<p>ときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>キ 医療職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>ク 研究職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p> <p>ケ 福祉職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第7号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第3条関係） 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第6（第7条関係） (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p>	<p>別表第1（第3条関係） 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第6（第7条関係） (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。